|  |
| --- |
| 飛行計画書 |
| 申請者 | 住　　所 |  |
| 法 人 名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先ＴＥＬ |  |
| 飛行場所 |  |
| 飛行日時 | 令和　　年　　月　　日（　） | 　　：　　～　　　: |
| 令和　　年　　月　　日（　） | 　　：　　～ 　　 : |
| ※飛行予定時間 | 時間程度（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 飛行区域 | 高田松原復興祈念公園 |
| 国の許可・承認の確認 |  | 許可範囲・許可内容 |
| [ ] 　許可済 |  | [ ] 　人又は家屋の密集している地域の上空 |
|  | [ ] 　地表面又は水面から１５０㍍以上の高さの空域 |
|  | [ ] 　空港周辺 |
| [ ] 許可済 |  | [ ] 　夜間飛行 |
|  | [ ] 　目視外飛行 |
|  | [ ] 　人又は物件から３０㍍以上の距離が確保できない飛行 |
|  | [ ] 　危険物の輸送 |
|  | [ ] 　催しの上空の飛行 | [ ]  ( 主催者の同意あり） |
|  | [ ] 　物件投下 |
| 許可承認書番号： | 第　　　　　号 |
| 飛行の経路： |  |
| 許可期間：令和 　年　月　日～令和　年　月　日　 |
| ※許可承認書の添付 | [ ]  |  |
| 取得資格 | JUIDA無人航空機操縦技能証明証、JDCドローン技能認定証　等 |
| 無人航空機安全運航管理者証明証　 |
| 飛行させる無人航空機 | 別添資料のとおり |
| 現場体制 | 安全管理責任者 |  |
| 操縦者 |  | 操縦に従事した時間 | 　　　時間 |
| 監視補助者 | 　　　　名 |
| 備　　　考 | 使用機種 | [ ]  | 操縦者が画面を確認しながら撮影機能も操作 |
| [ ]  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事故発生等緊急時の対応 | 第三者の物件を損傷した場合や第三者を死傷させた場合の対応 |
| 管理者に速やかに事故報告するとともに関係機関への緊急連絡及び事故概要、対応状況を報告します。 |
| 緊急連絡先 |
| 大船渡警察署　0192-26-0110 |
| 陸前高田市消防本部　0192-54-2119 |
| 岩手県立 高田松原津波復興祈念公園　0192-22-8560 |
| 保険加入状況 | [ ]  | 加入保険会社名 |  |
| 保険商品名 | 賠償責任保険 |
| 補償内容 | （対人） | 億円 | （対物） | 億円 |
| その他 | 次の事項を厳守します。 |
| ・国土交通省航空局標準マニュアル②に基づいた飛行を行うこと。・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上で無人機を飛行させないこと。・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行家の名速度）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行を行わないこと。・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が生じた場合は速やかに報告すること。・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。 |

※「国の許可・承認」とは、航空法第132条ただし書きの許可又は同法第132条の2のただし書き

を言います。

※JUIDAとは一般社団法人日本UAS産業振興協議会

※「監視補助者」とは、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化を常に監視し、操縦者が

安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う者をいいます。

|  |
| --- |
| 飛行区域図 |
|  |
|  |
| 飛行日時 | 令和　　年　　月　　日（　） | 　　:　　　～　　　: |
| 令和　　年　　月　　日（　） | 　　:　　　～　　　:　　　（予備日） |
| ※飛行予定時間 | 時間程度（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

別添資料１

※原則として第三者の上空を飛行しない経路とし、第三者に近づく上空の飛行も必要最小限とする。

※離着陸及び操縦を行う位置は、操縦への支障や離着陸時の事故防止を充分考慮して設定する。